

公益社団法人大分県畜産協会役員報酬規程

制定 平成21年8月7日

第1条 公益社団法人大分県畜産協会（以下「協会」という。）定款27条に基づく常勤役員の報酬については、この規程に定めるところによる。

第2条 常勤役員の報酬は、毎年度の収支予算に計上され、総会で承認された額の範囲内で支給する。

第3条 報酬の額及び支給方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第4条 その他の常勤役員の報酬の支給に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益社団法人大分県畜産協会の設立登記のあった日（平成24年4月1日）から施行する。